

松伏町次世代育成支援対策特定事業主行動計画  
後期計画平成23年度実施状況報告書

平成24年11月  
松伏町

## 次世代育成支援対策松伏町特定事業主行動計画 後期計画平成23年度実施状況報告

### 目 的

平成17年3月に策定した「松伏町次世代育成支援対策特定事業主行動計画～育児にやさしい職場づくりプログラム～」について、後期の計画期間である平成22年4月1日から平成27年3月31日までのうち、平成23年度の実施状況を報告します。

### 実施事項

#### 育児休業の取得推進の取り組み

- ・職場内の人員配置等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときに嘱託・臨時職員の活用をしています。
- ・出産予定職員に対して育児休業等の個別説明をしています。
- ・配偶者が普通に子を養育することができる状況にある職員についても、育児休業を請求できるようにしています。
- ・同じ子について再度の育児休業が請求できるようにしています。

#### 産休育児休業代替 嘱託・臨時職員

平成19年度実績	9名
平成20年度実績	7名
平成21年度実績	7名
平成22年度実績	6名
平成23年度実績	3名

・女性の登用機会の状況

年度	役付職員 (係長職以上)			一般職員			職員全体		
	総人数 (人)	女性数 (人)	比率 (%)	総人数 (人)	女性数 (人)	比率 (%)	総人数 (人)	女性数 (人)	比率 (%)
19	98	24	24.5	112	44	39.3	210	68	32.4
20	83	16	19.3	103	43	41.7	186	59	31.7
21	80	14	17.5	98	41	41.8	178	55	30.9
22	74	12	16.2	101	41	40.6	175	53	30.3
23	81	13	16.0	97	39	40.2	178	52	29.2

・男性職員の育児休業取得者

男性職員の育児休業取得者	
平成19年度	0名
平成20年度	1名
平成21年度	0名
平成22年度	0名
平成23年度	0名
なお、女性職員の育児休業の取得希望者に対する取得率は100%です。	

育児を行う職員への配慮

- ・子どもの看護休暇の取得要件に、疾病の予防を図るために必要な子どもの世話を加えています。
- ・看護休暇の期間を小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上いる場合は10日の範囲内の期間としています。
- ・配偶者が普通に子を養育することができる状況である職員についても、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をできるようにしています。
- ・職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合には、その職員の業務を処理す

るための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を定めています。

#### 労働時間の短縮に関する取り組み

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 一斉消灯日の設定

#### 休暇の取得促進に関する取り組み

- ・ 『「松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の運用について』を庁内電子掲示板にて周知
- ・ 夏季休暇等の計画的取得促進の通知

#### 職員 1 人当たりの年次休暇の平均取得日数

平成19年	13.6日
平成20年	12.3日
平成21年	12.6日
平成22年	11.3日
平成23年	11.9日